

## ○大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録要綱

(令和3年3月25日要綱第19号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画に関する理解を深める学習機会等の支援並びに男女共同参画に関心を持つ者のネットワーク形成を図り、もって一人ひとりの個性や能力を活かし、様々な分野でチャレンジできる男女共同参画社会「認めあい支えあい共に輝くたちあらい」を実現することを目的として、大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 登録を受けることができる個人、団体又は事業所は、次に掲げる各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 男女共同参画推進に関心を持ち、男女共同参画推進のための活動を行おうとするもの又は行っているもの
- (2) 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者及び事業所
- (3) 大刀洗町暴力団排除条例(平成22年大刀洗町条例第6号)に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (4) 大刀洗町男女共同参画推進事業に参加又は協力できるもの

(登録申請)

第3条 登録の申請をする個人、団体又は事業所(以下「申請者」という。)は、大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 町長は、前条に規定する登録申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(登録の変更)

第5条 前条の規定による登録の決定を受けた個人、団体又は事業所(以下「登録者」という。)は、第3条に規定する登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録事項変更届出書(様式第3号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(登録者への支援措置)

第6条 登録者は、男女共同参画推進の観点から、次の支援を受けることができる。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の提供
- (2) 登録者が行う男女共同参画の推進に関する活動及び情報発信の支援

(登録者の取消)

第7条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による登録要件を満たさない事由が発生したとき。
- (2) 虚偽の申請によって登録の決定を受けたとき。
- (3) 大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録取消願申請書(様式第4号)の提出があったとき。

2 町長は、前項の取消しを行ったときは、速やかに大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録取消通知書(様式第5号)により登録者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録決定(却下)通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録事項変更届出書  
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録取消願申請書  
[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」登録取消通知書  
[別紙参照]